

だい きほつかいどうしやう ふくしけいかく いけん
「第6期北海道障がい福祉計画」についてのご意見

委員名	ご意見	回答等
大久保 構成 員	<p>きょたくかいご たすき じぎやうしよ じんいん おお ふそく 居宅介護に携わる事業所、人員が大きく不足して いる。これは高年齢領域にも同じ事が言えると おもわれる。この点に対してどのような目標、 てだ た くに ししん きほんてきじこう 手立てを立てるのか。国の指針の「基本的事項」、 きほんてきりねん しやうがいしやとう じ こけつてい 「基本的理念」にある障害者等の自己決定の そんちやう ちいきせいかつ いこう ちいきせいかつ けいぞく 尊重、地域生活への移行、地域生活の継続、 きやうせいしやかい じつげん めぎ ふかけつ 共生社会の実現を目指すためには不可欠ではな いか。</p>	<p>きょたくかいご たすき じぎやうしよ じんいんぶそく もんだい 居宅介護に携わる事業所、人員不足の問題に ついては、ちいきいこうぶかい けんとう 地域移行部会で検討いたします。</p>
	<p>そうだんしえんじぎやうしよ じんいん かくほ もくひやう 相談支援事業所の人員の確保についても目標や てだ ひつやう そうだんしえん じゆうじつ ひと 手立てが必要。相談支援の充実が人がいなければ なし得ない。</p>	<p>そうだんしえんじぎやうしよ じんいん かくほ 相談支援事業所の人員の確保については、に がいてう こうもく じんざいいくせいぶかい けんとう 該当する項目ですので、人材育成部会で検討い たします。</p>
	<p>としぶ しゅうろけいぞくしえんじぎやうしよ しやうがいじつうしよ 都市部では就労継続支援事業所、障害児通所 しえんじぎやうしよ ひつやうすういじやう そんざい 支援事業所が必要数以上に存在していると かんがえられる。これにより不要な予算を使うこと になっただけでなく、いと いっぱんしやかい 意図せずとも一般社会か しやうがいじ しやうがいしや ひ はな きやうせいしやかい じつげん ら障害児、障害者を引き離し、共生社会の実現 はば ひつやうすう さんしゆつ しかた めいかく を阻んでいる。必要数の算出の仕方を明確にしつ ちやうきとう つう ひつやうすう めいじ ひつやう つ、調査等を通じて必要数を明示する必要がある かんが と考える。</p>	<p>しやう ふくしけいかく りやう み こ 障がい福祉計画では、サービス量の見込みと きばんせいび きさい 基盤整備について記載をしております。 どう けいかく ひつやうみこみりやう 道の計画において、サービスの必要見込量は、 かくしちやうそん ちいき じつじやう てきかく 各市町村において地域の実情やニーズを的確に はあく うえ じゆうみん いけん こうりよ せつてい 把握した上で、住民の意見などを考慮して設定 した見込量を積み上げたものとなっております。</p>
	<p>きやうせいしやかい じつげん くに ししん けいかく 共生社会の実現をうたい、国の指針の「計画の さくせい かん きほんてきじこう めいき とお 作成に関する基本的事項」に明記されている通り、 けいかく さくせいかてい しやうがいふくしとうかんけいしや 計画の作成過程で障害福祉等関係者からだけで はいき じゆうみん いっぱんきぎやうとう いけん はなく、地域住民や一般企業等から意見を はばひろ き なん ほうさく ひつやう かんが 幅広く聞く何らかの方策が必要と考える。</p>	<p>ひろ どうみん いけん き 広く道民の意見を聴くために、パブリックコ メントを実施します。</p>

委員名	ご意見	回答等
<p>浜尾構成員</p>	<p>「専門的・広域的な支援」に北海道立心身障害者総合相談所や精神保健福祉センターが入っていませんでした。 北海道立心身障害者総合相談所が実施する巡回相談は、地域によっては年に1～2回しかない療育手帳取得が可能な貴重な機会となっていると感じています。 仮に福祉計画に記載することになった場合には、地域やご家族の事情の勘案、相談支援などの仕組みなどは、相談員さんに理解をもらえる方が地域の相談支援体制の構築になると考えます。 巡回相談の相談員の中には、行政職員には柔軟な対応で民間事業所には辛辣な対応や地元相談員に「空気を読め」と叱責したり、「行政は異動で水道から福祉に来る人もいる（から仕方がない）。福祉の専門職が担う役割は大きい。サビ管からもっと学ぶ努力をして頑張ってもらいたい」と民間事業者が努力をしていないと決めつける発言や行政の責任軽視とも受け取れる発言をする方もいると聞いています。 相談支援体制には行政（北海道含）の力はどうしても必要なので行政側の役割が軽視されない体制づくりを望みます。</p>	<p>相談支援体制における「専門的・広域的な支援」については、地域づくりコーディネータ一部会で検討いたします。</p>
<p>第6期障がい福祉計画の構成案（推進項目と推進施策）について</p>		<p>「権利擁護の推進」に係る項目については、権利擁護部会で検討いたします。</p>
<p>我妻構成員</p>	<p>2の権利擁護の推進の項目に「女性障がい者の複合差別」に関する項目を設けてはどうか。 6-⑫ 特別な支援が必要な子どもへの支援については、7とも重複するが、医療的ケア児が該当すると思うので「医療的ケア等の特別な支援が必要な子どもへの支援」と明記した方がよいのではないか。</p>	<p>「特別な支援が必要な子どもへの支援」に係る項目については、障がい児支援部会で検討いたします。</p>
	<p>7の「発達障がいや医療を必要とする人等への支援」を「発達障がいや難病その他医療的ケアを必要とする人等への支援」へ7-②の「医療を必要とする在宅の重度障がい児者への支援」を「医療的ケアを必要とする在宅の重度障がい児者への支援」などへの修正が必要ではないか。（医療は一般的な通院や入院も含むが、ここは、医療的ケアに関する項目ではないか。）</p>	<p>「発達障がいや医療を必要とする人等への支援」に係る文言の修正については、医療的ケア児支援部会で検討いたします。</p>

委員名	ご意見	回答等
我妻構成員 <small>わがつまこうせいいん</small>	<small>いりょうてき ききい だい きげいかく</small> 医療的ケアという記載が第6期計画からなくなっているが、これは必要である。	<small>いりょうてき ききい しょう じ</small> 「医療的ケア」の記載については、障がい児支援部会及び医療的ケア児支援部会で検討いたします。
	<small>いりょう はつたつしょう おな わくぐ い</small> 医療を発達障がいと同じ枠組みに入れているが、「3 地域生活支援体制の充実」または「5 サービス提供基盤の充実」と「6 障がい児支援の充実」に盛り込んだ方がよいのではないか。	<small>いりょう きさい ちいき</small> 医療の記載については、地域づくりコーディネーター部会、医療的ケア児支援部会及び障がい児支援部会で検討いたします。
	<small>しゅうろうしえんしきく じゅうじつ きょうか たよう</small> <small>しゅうろうきかい かくほ きつぽろし じつし</small> 9の「就労支援施策の充実・強化」の「③多様な就労機会の確保」には、札幌市が実施している元気ショップ等の第三の働き方といわれる分野も記載してもよいのでは。	<small>さっぽろし げんき じゅさんせいひん ほんばいそくしん</small> <small>しゃかいてきじりつ かつどうどう りかい すず</small> 札幌市の元気ショップは授産製品の販売促進により、社会的自立や活動等の理解を進めることを目的としており、第4の9(4)に記載の、「製品等の販路拡大」で整理されております。
	<small>あんぜんかくほ そな ちいき すいしん</small> <small>だい きしょう ふくしけいかく けいかくきかんちゅう</small> 11の「安全確保に備えた地域づくりの推進については、第5期障がい福祉計画の計画期間中に体験した胆振東部地震や現在、おきている新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時及び感染予防等とした項目をたてる必要があるか。	<small>あんぜんかくほ そな ちいき すいしん かなか</small> <small>こうもく ついか</small> 「安全確保に備えた地域づくりの推進」に係る項目の追加については、委員の意見を踏まえ、検討いたします。
	<small>しりょう だい かなか だい</small> <small>きげいかく かなか いりょうてき じとう</small> <small>しえん かんけいきかん きょうぎ ぼ せっち</small> 資料3-1の第6に関わることはあるが、第5期計画まで掲げられていた「医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置」という項目は残すべきではないか。	<small>いりょうてき じとうしえん かんけいきかん きょうぎ</small> <small>ば せっち こうもく しょう じしえん</small> <small>ぶかい およ いりょうてき じしえんぶかい けんどう</small> 「医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置」の項目については、障がい児支援部会及び医療的ケア児支援部会で検討いたします。